

指定訪問介護事業所 }
指定障害福祉サービス事業所 }あて

大阪府健康福祉部医務・福祉指導室長
(公 印 省 略)

道路運送法に定める有償運送の許可取得等に係る重点指導期間終了後の
通院等に係る乗車又は降車の介助の算定の取り扱い等について(通知)

標記について、道路運送法による有償運送の許可取得の重点指導期間が、平成18年9月30日で終了したことに伴い、次のとおり取り扱われることとなりますので留意してください。

記

- 1 道路運送法による有償運送の許可取得の重点指導期間終了日(平成18年9月30日)の翌日以降において、同法第4条若しくは第43条による有償運送の許可又は同法第79条による登録を受けずに行われる次のサービスは、介護報酬の算定対象となりません。

指定訪問介護事業

通院等に係る乗車又は降車の介助(一定の条件下において算定される身体介護を含む。以下同じ)

指定障害福祉サービス事業

居宅介護若しくは重度訪問介護のうち、通院等に係る乗車又は降車の介助を行うもの

- 2 現に通院等に係る乗車又は降車の介助の算定に係る届出を行っている事業者で、重点指導期間終了日(平成18年9月30日)までに、道路運送法における有償運送の許可を受けなかったものについては、算定要件を満たさなくなったものとして、同報酬算定の終了の届出を行う必要があります。
- 3 道路運送法における有償運送の許可等を受けていないにも拘らず、通院等に係る乗車又は降車の介助を行い報酬請求を行った場合は、指定訪問介護事業者にあつては介護保険法第76条、指定障害福祉サービス事業者にあつては障害者自立支援法第48条による監査を実施し、不正な請求として介護報酬の返還を求めるとともに、事業者指定の効力の停止又は指定の取消しを行う場合があります。
- 4 有償運送を行うNPO等(道路運送法第78条第2項・同施行規則第48条各号に定める者。以下同じ)であつて、やむを得ない理由により、道路運送法第79条による登録を受けることができないものについては、別添1「介護輸送に係る法的取扱いについて 平成18年9月」の“3”に示される周知期間中(平成19年9月末まで)は、介護報酬算定の対象とすることが可能です。

やむを得ない理由として想定されるもの

当該 NPO 等の所在地の市町村域において、運営協議会が設置されていない場合
運営協議会は設置されているが、協議の申立を行っていない場合若しくは当該 NPO 等に
係る協議が未だ調わない場合（ただし、協議の申立を行っていない場合は、速やかに同
申立を行うこと。）

道路運送法（抄）

第五章 自家用自動車の使用

（使用等の届出）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき。
- 2 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。（登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
 - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

道路運送法施行規則（抄）

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所
- 七 商工会

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 過疎地有償運送
- 三 **福祉有償運送**

連絡先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

（代表）06-6941-0351

大阪府健康福祉部医務・福祉指導室

（社会福祉法人）法人指導課 指導・監査グループ

（内線）2496・2490

（社会福祉法人以外）事業者指導課 指導グループ

（内線）4486・4488

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 8 年 9 月
国土交通省自動車交通局旅客課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)が本年10月1日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

2. 施設介護について

施設介護事業者(デイサービス、ショートステイの事業者を含む。)が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送

に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額（利用者負担分を含む。）を給付する場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

3. 周知期間について

福祉有償運送に係る改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）の円滑な運用を確保するための体制整備や、新法第79条の登録制度の仕組み等について各地方公共団体、事業者等の関係者への周知徹底を図るため、国土交通省と厚生労働省は、改正法施行後1年間の周知期間を設け、当該登録制度の運用のための体制整備や広報等を協力して積極的に行うものとする。

当該周知期間においては、各地方公共団体、関係事業者に対する説明会の開催や当該登録制度に関するガイドブック等の地方公共団体の担当者への配布などを通じて、計画的かつ効果的に当該登録制度の理解の深化を促進することとする。

なお、当該周知期間内においては、新法第79条の登録の対象となるNPO等については、登録取得に向けた環境整備及び指導等を実施することとし、その上でやむを得ない理由により登録を受けることができないものについては、これに係る行政処分及び刑事告発は行わないものとするとともに、上記1. ④の取扱いについては、当該NPO等に適用しないものとする。